

# 世代内再分配による経済活性化政策

上村敏之ゼミ

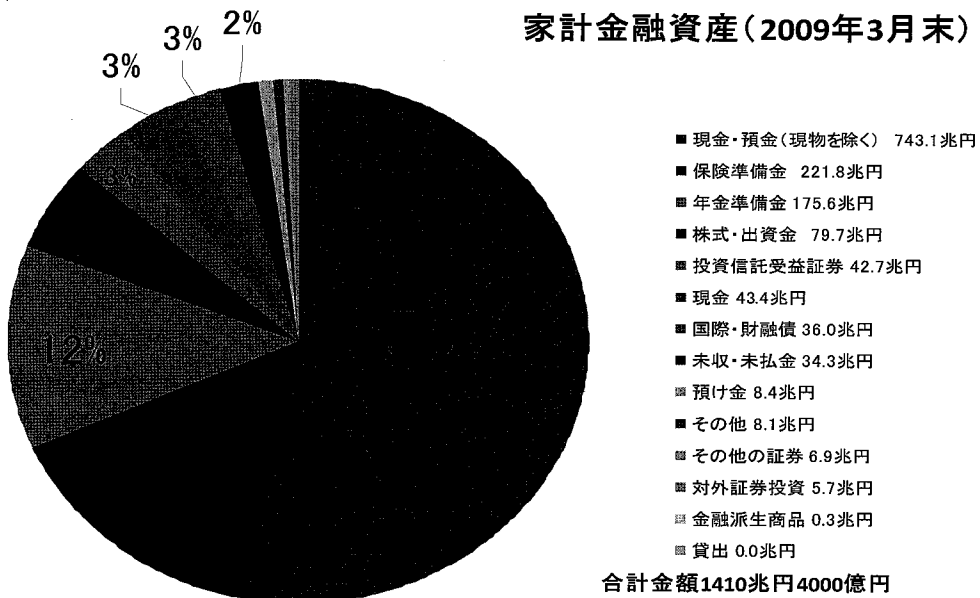
鎌尾洋輔、高柳早希、松山 翔、表具明宏、山田一真、  
渡辺侑弥、頃安美那、松岡侑和、松野孝志

## 第1章 現状と問題意識

日本経済は、長らく低成長から脱却できていない。さらに、政府の財政収支は赤字が恒常化しており、財政赤字の累積的な悪化を招いている。政府が資金不足に陥っていることは明白である。

政府は財源獲得のため、税収を上げるほか無いが、今の日本の税の徴収システムはあまりに将来世代に負担をかけすぎている。消費税は公的年金制度を通して、若年層から高齢層への所得移転を促す。それに加え若年層は年金保険料を負担し、高齢層を支えている。低所得の若年層がますます疲弊し、富める富裕層がますます富むという世代間の不平等が

図1 家計の金融資産 (2009年3月末)



備考) 日本銀行時系列統計データ検索サイト

現在は成立しているのである。

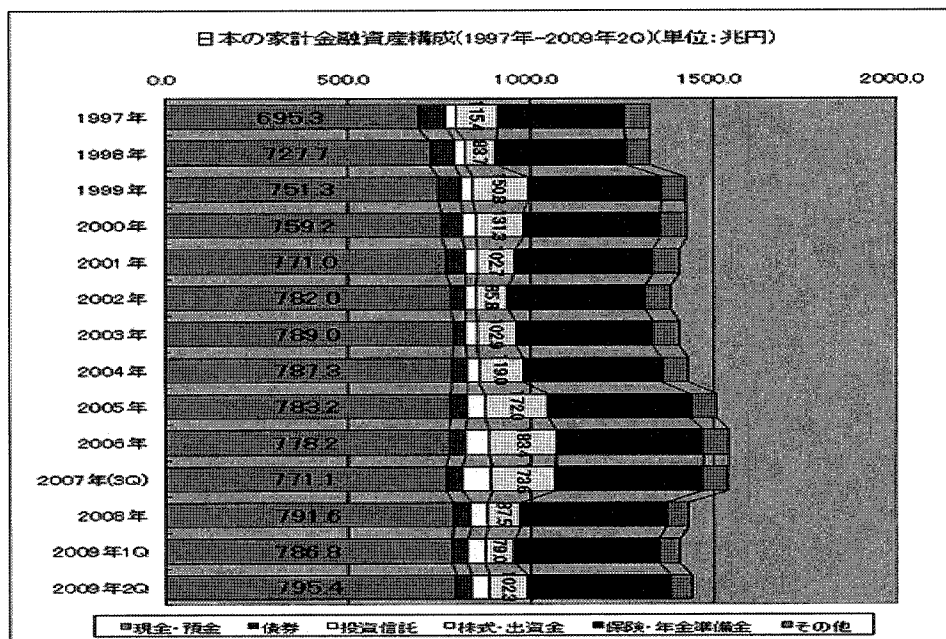
これから消費税の税率を引き上げることになれば、ますますその格差は広がる。つまり、これからの日本を立て直すためには将来世代、若年層に負担をかけず財源を確保できるような税制の在り方が必要なのである。

低成長だからといって、家計や企業も資金不足なのかといえば、そうでもない。特に家計は、巨額の個人金融資産を保有している。図1は、『日本銀行時系列統計データ検索サイト』より作成した2009年3月末時点の家計金融資産の内訳である。なお、家計金融資産とは日本の個人が保有している現金・預金、株式・出資金、保険・年金の支払い準備金、国債などといった金融資産の合計のことを表す。

図1によれば、2009年度3月末の家計金融資産は合計で1,410兆円もの額であったことがわかる。実に日本のGDPの3倍程度の規模である。さらにその中でも、流動性の高い現金・預金は743兆円もあり、全体の53%を占めている。

この53%という数値は世界から見ても異常な値である。世界の主要統計であるOECDファクトブック(2007)を参考に、家計貯蓄率だけに注目してみると、2007年では1位はイタリアで、続いてフランス、ドイツというようになる。日本は14位であり3.2%(2004年)であった。1位のイタリアの家計貯蓄率は11.6%で実に日本の3.5倍以上である。次にその家計の資産構成について見ていく。

図2 家計金融資産の推移



備考)『証券投資：リスクと役立つ知識』 金融広報中央委員会

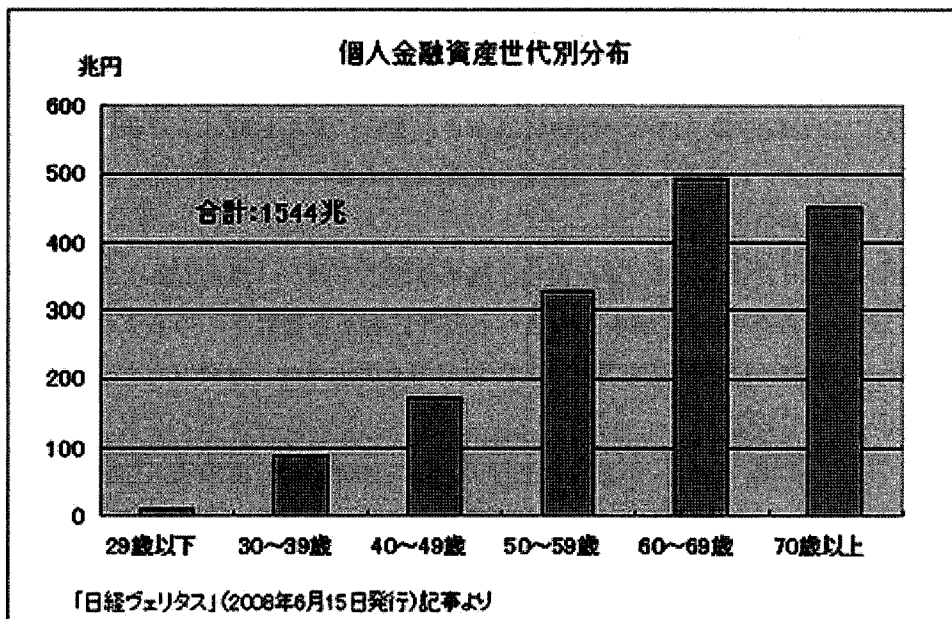
日本銀行「日本銀行調査月報（2004年1月号）＜資金循環統計の国際比較＞」によれば、家計貯蓄率において世界のトップ3であったイタリア、フランス、ドイツの現金・預金の資産に占める割合はイタリア23%、フランス29%、ドイツ34%であるが、日本は56%（2009年3月末）と他の諸国と比較しても明らかに高い数値を示している。つまり日本の家計の現金・預金が資産に占める割合は世界と比較しても異常な値なのである。

このような家計金融資産が、どのような推移を経てきたかを図2で示している。家計金融資産の全体の額の上下はあるものの、現金・預金の金額は全体の数値の増減に関係せず、若干ながらも増加しているのが見てとれる。世界からみても異常な現金・預金の残高が、ますます増加しているのである。しかし本稿では、この残高を現在の日本の経済低迷状態を打破する糸口として捉える。

図1から、本稿が検討したい政策を簡単に述べてみる。日本経済の活性化のために、家計金融資産を消費にまわすことができれば、日本経済は経済を成長させることができるのではないかと。内需主導型の経済への転換が叫ばれることが多いが、輸出産業を多くもつ日本では、やはり外需の影響は大きい。海外の経済が不調になれば、日本経済の調子も悪くなる。

家計金融資産を消費することで有効利用できれば、内需を生み出すことができる。それによって、雇用が増えるなら、現在の日本経済を活性化させるひとつの政策になるだろう。

図3 世代別個人金融資産



備考)『日経ヴェリタス』

とはいえ、利用できる家計金融資産は、すべての日本の家計が平均的に保有しているわけではない。図3では、世代別の家計金融資産の額を比較している。全体の合計1,544兆円（2008年6月15日時点、上記2009年3月末データとは異なる）に対し、60～69歳では約500兆円、70代以上では450兆円となっている。この2つの世代の合計だけで、全体の総額の6割以上に達している。一方、残りの4割を占める世代、とりわけ50歳以下の世代ではいずれも低い金額となっていることが特徴的である。そのため、若い世代は金融資産を取り崩して消費を行うほどの余裕がないと考えられる。

以上を考えれば、高齢者世帯の保有する家計金融資産を消費にまわすことが、政策的に重要だということが浮き彫りになってくる。このとき、高齢者世帯が自発的に消費を行うか、もしくは政府が彼らに消費を促すような政策を行うか、それとも政府が強制的に所得再分配政策を行うか。いくつかの方法があるだろう。

本稿では、家計金融資産を多く保有している60歳以上の高齢者世帯に焦点を当て、その莫大な額を消費に向かわせる政策を立て、高齢者世帯の貯蓄性向の解消を目指す。本稿では、個人消費の長期低迷からの脱却を果たすために、特に高齢者世帯の家計金融資産を消費に向かわせるための政策について考察する。

## 第2章 先行研究

本稿と同じ問題意識をもつ先行研究には以下がある。

第一に、白川（2008）がある。白川（2008）は、総務省『全国消費実態調査』における家計貯蓄率を参考に、収入階級別、年齢階級別に家計の貯蓄・消費行動の分析し、ライフサイクル・モデルを応用し家計の「過剰貯蓄」の偏在についての分析を行っている。分析結果によると、「過剰貯蓄」は高所得層に偏在し、さらに偏在し続ける可能性がある。ライフサイクル・モデルによる結果では退職年齢時でみた家計の「過剰貯蓄」は高所得層に偏在していることが示された。

白川（2008）の分析によると、100兆円を超える規模を持つ「過剰貯蓄」が存在することがわかった。そのため、「貯蓄から投資へ」と「貯蓄から消費へ」の2つのコンセプトを両立させ、より高い経済成長を背景とした税収増を実現させ、財政収支を改善させなければならないとしている。

第二に、上村・太田（2008）がある。上村・太田（2008）は、総務省『全国消費実態調査』のデータを用い、世帯属性別分析、貯蓄純増額を用いた手法、ライフサイクル仮説を応用し世代間格差、世代内格差からみた「過剰貯蓄」を分析している。世代属性別分析から、世代間はもとより世代内においても貯蓄動向が二極化していることが確認された。貯蓄純増額を用いた手法からは、60歳以上の「過剰貯蓄」は44.2兆円であり、ライフサイ

クル仮説からは65歳以上の最大貯蓄額は179兆円であると推計された。

第三に、白川・上村・下井（2008）がある。白川・上村・下井（2008）は、日本では平均的な家計でも貯蓄性向が高すぎる可能性があることについて、ライフサイクル・アプローチ、利他主義モデルを用い明らかとなった「過剰貯蓄」へと向かう要因を消極的要因、積極的要因とに分け、分析、評価している。

彼らの分析結果によると、日本の家計は、絶対的、相対的観点からみても遺産動機は弱く、将来老後を迎えた親が子どもに介護を期待した貯蓄であるといった方が望ましく、日本の家計の貯蓄性向を高める可能性は否定できないが、遺産動機がすでに存在している「過剰貯蓄」を説明する主たる要因であるとは考えにくいという。

これらの先行研究により、日本の家計の貯蓄性向を高める要因は、遺産動機よりもむしろ、様々な「不安」であることがわかる。この不安をどのようにして取り除き、「過剰貯蓄」を消費へと転換させていくのかについて、政策提言へと繋げていく。

次に、白川（2011）がある。白川（2011）は、昨今の日本の経済成長力の低下から、経済成長による税収増は見込めず、残る答えは増税しかないとしている。さらにその典型な例が消費税の増税をめぐる議論であるとした上で、消費税の増税には副作用があり、それは消費税の逆進性から所得水準が低く消費性向が高い若年層の消費活動を著しく低下させ、その結果、デフレが深刻化するというものと、若年層の貯蓄余力の喪失による高齢者層との格差の拡大と不平等化の促進であると指摘している。

そこで白川（2011）では貯蓄税の導入を提言している。貯蓄税は課税対象を家計が保有する貯蓄とする。控除額を設けるため、税負担は高所得者層および高齢者層に集中し、低所得者層・若年層には負担とならない税制である。つまり、消費税増税の際に懸念されるような副作用は生じない。白川（2011）ではこの貯蓄税を導入することで高所得者層・高齢者層の今まで眠っていた金融資産が消費、または他の資産投資に向かうことで経済成長の促進に繋がるとしている。

本稿では白川（2011）の貯蓄税を参考に、独自に考案した政策と組み合わせより、より効果的に所得再分配による経済活性化を促す政策を提言する。

### 第3章 分析

本章では、以下の4つの分析を行う。

第一はライフサイクルにおける貯蓄残高の推計である。家計は長い人生を経るなかで、収入を得て、消費を行い、貯蓄を積み上げてゆく。ただ、家計によって、高齢者になったときの貯蓄残高に違いがある。その大きな要因は、所得格差だと考えられる。そこで、若い時点で所得格差があるときに、高齢者になったときに、どれだけ貯蓄残高の格差が発生

するかを試算する。この試算によって、年齢を経るにつれて貯蓄残高の格差が大きくなることを示す。

第二は「過剰貯蓄」の推計である。先の試算により、高齢者世帯には大きな貯蓄残高の格差が発生する可能性を指摘した。特に高所得の高齢者世帯は、平均的な高齢者世帯と比較して、十分すぎるほどの貯蓄残高を持っているかもしれない。そこで、平均から乖離した貯蓄残高を「過剰貯蓄」として特定化し、その「過剰貯蓄」がいくらなのかについて試算を行う。「過剰貯蓄」があるならば、それを所得再分配の対象とすることで、経済の活性化に活用できるかもしれない。

第三は高齢者の平均消費性向の分析である。高齢者世帯の所得分位において、平均消費性向はどのぐらいの格差があるのだろうか。仮に低所得の高齢者世帯が、大きな平均消費性向をもつなら、「過剰貯蓄」をもつ高齢者世帯からの所得再分配政策が正当化できるだろう。

第四は年齢層別の平均消費性向の分析である。家計金融資産を多く保有している60歳以上の高齢者世帯に焦点を当て、課税対象とする場合、その税率を嫌がり、高齢者自らの子や孫といった世代に金融資産が流動することも大いに考えられる。その時、資産が流動してきた子や孫の世代の平均消費性向が高ければ、高齢者世帯からの家計資産流動も正当化でき、さらなる経済活性化効果に繋がることが示せるだろう。

以上のシナリオに沿って、以下から4つの分析の詳細について述べる。

## 第1節 ライフサイクルにおける貯蓄残高の推計

ここでは、平成22年度の厚生労働省『賃金構造基本統計調査』「第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」の「産業計」「男女計」のデータを用いる。これらのデータにおいて、学歴別の「中学卒」「高校卒」「大学・大学院卒」ごとに、年齢別の「きまって支給する現金給与額」「年間賞与その他特別給与額」のデータを抽出する。年齢別のデータは5歳おきになっているため、線形補完を行うことで、1歳刻みに修正する。

学歴が異なる家計が、生涯の異なる推移の収入を得ることになる。「きまって支給する現金給与額」は月額なので12倍し、「年間賞与その他特別給与額」を加えれば年収に換算した所得を得ることができる。ここで、それぞれの家計の平均消費性向を0.8だと仮定すれば、各年齢のフローの貯蓄を所得から消費を差し引くことで計算することができる。

フローの貯蓄、所得、消費を組み合わせることで、ストックの貯蓄残高を得ることができる。このとき、貯蓄残高に対する利子率は1%としよう。また、65歳を退職年齢とする。

以上の仮定のもとで、学歴別の収入の推移を示したのが図4である。当初の所得格差は

大きくないが、年齢を経るごとに格差が大きくなっていることがわかる。また、学歴別の貯蓄残高の推移を示しているのが図5である。貯蓄残高も所得と同様に、年齢を経るごとに格差が大きくなるが、所得よりも貯蓄残高の格差の広がり大きい。

したがって、特に貯蓄残高については、高齢者になるほど格差が大きくなる。

図4 学歴別の収入の推移

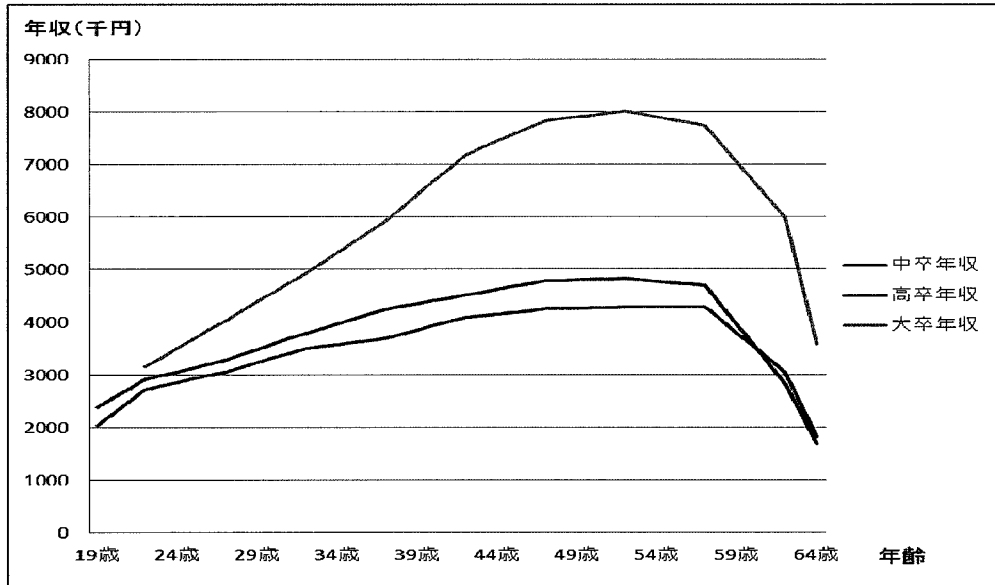
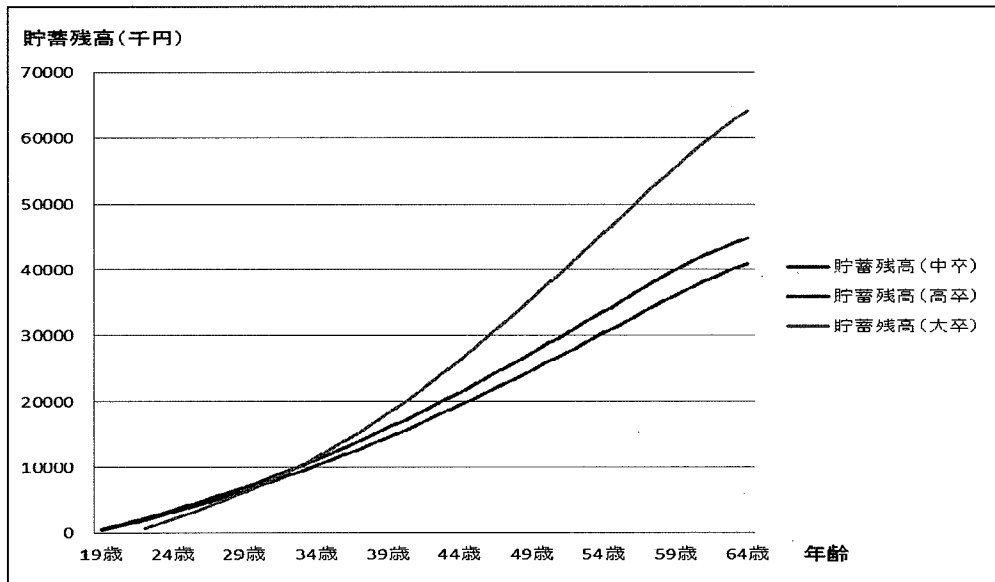


図5 学歴別の貯蓄残高の推移



## 第2節「過剰貯蓄」の推計

本稿では、60歳以上の高齢者世帯のなかの所得分布に注目し、特に高所得世帯がもつ「過剰貯蓄」を推計する。ここでの「過剰貯蓄」とは、60歳以上の平均的な高齢者世帯の収入と支出と純貯蓄残高を基準としたとき、その基準を超える貯蓄残高をもつ世帯の超過分の貯蓄を指す。具体的に、次のような計算を行った。

平成21年度の総務省『全国消費実態調査』「第7表 世帯主の年齢階級、年間収入階級・年間収入十分位階級1世帯当たり1か月間の収入と支出」の二人以上の世帯のうち勤労者世帯の60～69歳および70歳以上のデータを参照した。60～69歳と70歳以上の「貯蓄残高」「負債残高」「年間収入」「消費支出」を抽出し、「世帯数分布」を用いた加重平均で統合する。これによって、60歳以上の高齢者世帯の十分位階級のデータを作成できる。

表1 60歳以上の高齢者世帯の十分位階級データ

		平均	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	
貯蓄残高	千円 年	19,680	7,675	11,658	12,543	14,393	
負債残高	千円 年	2,124	926	1,446	1,871	1,396	
年間収入	千円 年	6,302	2,444	3,569	4,150	4,699	
消費支出	千円 年	3,735	2,402	2,811	3,032	3,341	
		第5分位	第6分位	第7分位	第8分位	第9分位	第10分位
		17,886	19,428	21,603	25,243	27,160	37,267
		1,255	995	2,295	1,626	3,284	6,042
		5,270	5,910	6,665	7,695	9,189	13,433
		3,538	3,706	4,074	4,182	4,710	5,556

備考) 総務省『全国消費実態調査』より作成。

第1に、第*i*分位の純貯蓄残高を下記の式に従って計算する。

$$\text{式) 第 } i \text{ 分位の純貯蓄残高} = \text{第 } i \text{ 分位の「貯蓄残高」} - \text{第 } i \text{ 分位の「負債残高」} \cdots (1)$$

第2に、平均の高齢者世帯がもつ「年間収入」を基準とした収入倍率を、各分位ごとに計算する。この収入倍率は、平均からの収入の格差を意味する。

$$\text{式) 第 } i \text{ 分位の収入倍率} = \text{第 } i \text{ 分位の「年間収入」} / \text{平均の「年間収入」} \cdots (2)$$

第3に、平均の高齢者世帯がもつ「消費支出」を基準とした支出倍率を、各分位ごとに計算する。この支出倍率は、平均からの支出の格差を意味する。



式) 第*i*分位の支出倍率 = 第*i*分位の「消費支出」 / 平均の「消費支出」・・・・(3)

第4に、平均の高齢者世帯の純貯蓄残高を基準としたときの、第*i*分位の必要貯蓄額を下記の式に従って計算する。支出倍率が高いほど、必要貯蓄額が多くなるために、支出倍率が掛けられる。一方、収入倍率が高いほど、必要貯蓄額は少なくなるために、収入倍率は除算される。

表2 貯蓄の「過不足額」の計算

	年額	平均	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位
貯蓄残高	千円	19,680	7,675	11,658	12,543	14,393
負債残高	千円	2,124	926	1,446	1,871	1,396
純貯蓄残高	千円	17,555	6,749	10,213	10,672	12,997
年間収入	千円	6,302	2,444	3,569	4,150	4,699
収入倍率		1	0.387825869	0.566276527	0.658508535	0.745646925
消費支出	千円	3,735	2,402	2,811	3,032	3,341
支出倍率		1	0.643010999	0.752607526	0.811755039	0.894381258
必要貯蓄額	千円	17,555	29,107	23,332	21,641	21,057
過不足額	千円	0	-22,358	-13,119	-10,969	-8,060
	第5分位	第6分位	第7分位	第8分位	第9分位	第10分位
貯蓄残高	17,886	19,428	21,603	25,243	27,160	37,267
負債残高	1,255	995	2,295	1,626	3,284	6,042
純貯蓄残高	16,631	18,433	19,308	23,618	23,876	31,225
年間収入	5,270	5,910	6,665	7,695	9,189	13,433
収入倍率	0.836149354	0.93769678	1.057480803	1.220979416	1.458085789	2.131452614
消費支出	3,538	3,706	4,074	4,182	4,710	5,556
支出倍率	0.947063078	0.99227852	1.090692125	1.11960684	1.261080928	1.487520079
必要貯蓄額	19,884	18,577	18,107	16,098	15,183	12,252
過不足額	-3,253	-145	1,201	7,520	8,692	18,973

式) 第*i*分位の必要貯蓄額

= 平均の純貯蓄残高 × 第*i*分位の支出倍率 / 第*i*分位の収入倍率・・・・(4)

最後に、第*i*分位の純貯蓄残高から必要貯蓄額を差し引くことで、第*i*分位の貯蓄の過不足額が得られる。分析結果は表2の通りである。

式) 第*i*分位の過不足額 = 第*i*分位の純貯蓄残高 - 第*i*分位の必要貯蓄額・・・・(5)

表2によれば、第7分位から第10分意の高齢者世帯において、プラスの過不足額、すなわち過剰貯蓄が発生していることが分かる。平成16年度の総務省『国勢調査』より、勤労者の世帯数は233万である。扱っているデータは十分位なので、各分位の世帯数は23.3万となる。

表3 マクロの「過剰貯蓄」の計算

	年額	第7分位	第8分位	第9分位	第10分位	合計
過不足額	千円	1,201	7,520	8,692	18,973	
世帯数		233,000	233,000	233,000	233,000	
マクロ過不足	億円	2,799	17,521	20,253	44,207	84,780

分位ごとに、マクロの過剰貯蓄を計算すれば、第7分位で2799億円、第8分位で1兆7521億円、第9分位で2兆253億円、第10分位で4兆4206億円、合計で8兆4780億円の過剰貯蓄が発生していることが分かった(表3)。

式) 第*i*分位のマクロ過不足 = 第*i*分位の過不足額 × 各分位の世帯数 (233000)

### 第3節 高齢者の平均消費性向の分析

先の「過剰貯蓄」の推計で使用した、平成21年度の総務省『全国消費実態調査』「第7表 世帯主の年齢階級・年間収入階級・年間収入十分位階級1世帯当たり1か月間の収入と支出」の二人以上の世帯のうち勤労者世帯の60～69歳および70歳以上のデータを使い、60～69歳および70歳以上の平均消費性向を計算した。

第*i*分位の年間消費性向は下記の式に従って計算する。

式) 第*i*分位の年間消費性向 = 第*i*分位の年間消費支出 / 第*i*分位の年間収入額

表4 60～69歳の平均消費性向

	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位
年間収入額	2,463,000	3,592,000	4,177,000	4,733,000	5,318,000
消費支出	202,884	237,580	253,205	283,676	300,340
年間消費支出	2,434,608	2,850,960	3,038,460	3,404,112	3,604,080
年間消費性向	0.9885	0.793697105	0.727426383	0.719229241	0.677713426
年間消費性向 (%)	98.847	79.370	72.743	71.923	67.771
	第6分位	第7分位	第8分位	第9分位	第10分位
年間収入額	5,961,000	6,741,000	7,809,000	9,323,000	13,534,000
消費支出	310,237	347,762	352,200	394,354	459,281
年間消費支出	3,722,844	4,173,144	4,226,400	4,732,248	5,511,372
年間消費性向	0.624533468	0.619068981	0.541221667	0.507588544	0.407224176
年間消費性向 (%)	62.453	61.907	54.122	50.759	40.722

表5 70歳以上の平均消費性向

	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位
年間収入額	2,251,000	3,331,000	3,874,000	4,353,000	4,773,000
消費支出	172,040	200,171	247,232	224,083	237,749
年間消費支出	2,064,480	2,402,052	2,966,784	2,688,996	2,852,988
年間消費性向	0.9171	0.721120384	0.765819308	0.617733977	0.597734758
年間消費性向 (%)	91.714	72.112	76.582	61.773	59.773
	第6分位	第7分位	第8分位	第9分位	第10分位
年間収入額	5,382,000	5,879,000	6,523,000	7,815,000	12,396,000
消費支出	294,782	254,541	310,460	373,859	501,490
年間消費支出	3,537,384	3,054,492	3,725,520	4,486,308	6,017,880
年間消費性向	0.657261984	0.519559789	0.57113598	0.574063724	0.485469506
年間消費性向 (%)	65.726	51.956	57.114	57.406	48.547

この結果より、第1分位では90%代、第10分位では40%代と年間収入額が大きくなるにつれて、平均消費性向が小さくなることが分かった（表4と表5）。低所得世帯ほど平均消費性向が高くなることは、高所得世帯からの所得再分配によって低所得世帯に給付を行うことで、低所得世帯が消費に回すことが期待できる。

#### 第4節 年齢層別の平均消費性向の分析

先の「過剰貯蓄」の推計で使用した、平成21年度の総務省『全国消費実態調査』「第7表 世帯主の年齢階級、年間収入階級・年間収入十分位階級1世帯当たり1か月間の収入と支出」の二人以上の世帯のうち勤労者世帯の30歳未満、31歳～39歳、40歳～49歳、50歳～59歳、60～69歳および70歳以上のデータを使い、各年齢層での平均消費性向を計算した。

表6 年齢別の平均消費性向

	30歳未満	31～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
年間収入額	4,467,000	5,851,000	7,489,000	8,494,000	6,365,000	5,658,000
消費支出	238,983	273,710	329,301	367,294	314,152	281,641
年間消費支出	2,867,796	3,284,520	3,951,612	4,407,528	3,769,824	3,379,692
年間消費性向	0.64199597	0.561360451	0.527655495	0.518898988	0.592273998	0.597329799
年間消費性向 (%)	64.200	56.136	52.766	51.890	59.227	59.733

各年齢層の年間消費性向は下記の式に従って計算する。

式)  $i$ 歳の年間消費性向 =  $i$ 歳の年間消費支出 /  $i$ 歳の年間収入額

表6の結果より、60歳以上の高齢者世帯の子や孫の世代にあたる、30歳未満の平均消費性向は、約64%と高いことが分かった。子や孫の世代の平均消費成功が高いということは、高齢者世帯からの家計資産流動も正当化でき、さらなる経済活性化効果に繋がるということが期待できる。

## 第4章 政策提言

現状分析、先行研究での分析をふまえ、本稿は日本経済の活性化のために、家計金融資産を消費にまわすことができれば、日本経済は経済を成長させることができるのではないかと結論にいたった。

そこで本稿は、政策として貯蓄税の導入、そしてそれに伴う相続税の引き上げ、贈与税の引き下げを提言する。ここで導入を提言しようとしている貯蓄税の概要について簡単に説明すると、貯蓄税は課税対象を60歳以上世帯の総金融資産とし、特別養護老人ホームなどのライフインフラの充実のための財源に充てることで現物での世代内の再分配を行い、高齢者世帯の抱える漠然とした将来不安を解消し、消費性向の高い低所得の60歳以上世帯、そして課税の対象となる高所得の60歳以上世帯の消費性向を向上させる。

また、貯蓄税の導入に伴い、相続税の負担増、贈与税の負担減を行うことによって、高齢者層の貯蓄を低所得で消費性向の高い若年層、特に孫世代へ流動させる。およびこれからの日本の将来を担う若年層の負担の軽減による経済活性化を図るというものである。

### 第1節 貯蓄税の用途

貯蓄税は、特別養護老人ホーム等のライフインフラ充実のためを目的とする税収である。前述したとおり、わが国の個人金融資産の実に6割以上を60歳以上の世帯が保有している。また、野村資本市場研究所の調査によると20億円超の資産を相続した人の約6割が東京都に在住しており、次いで大阪府、神奈川県、愛知県となっている。ここから都市部に在住する60歳以上世帯の資産を流動させるべきだという結論に至る。

しかし、分析でも論じたとおり、消費性向は低所得世帯ほど高く、高所得世帯ほど低い。では、なぜ消費へと向かないのか。一つの大きな理由として60歳以上の世帯の多くが「将来への不安」を抱いているからである

この問題に関しては、平成22年10月22日に金融広報中央委員会の事務局日本銀行情報サービス局内が行った「二世帯以上の家計の金融行動に関する世論調査」により、以下の結果を得ることができた。

60歳以上の高齢者が金融資産を保有するもっとも多い目的は、「病気や不時の災害への備え」と答えた人が約7割弱となっており、次いで「老後の生活資金」が6割強を占めて

いるということがわかった。この結果より、半数を超える割合で将来の生活部分に関わる面に漠然とした大きな不安を抱えているということが示された。それでは、どのように60歳以上世帯の不安を解消すれば良いのだろうか。本稿ではライフインフラ、とりわけ老人ホームについて注目する。

特別養護老人ホームは身体上、または精神上障害があり、常時の介護が必要で在宅介護を受けることが困難な、介護保険制度で認定された要介護者のための施設である。しかし、現在ではほぼ満室の状況で、厚生労働省の調査による入居待機者は42.1万人にもものぼるとされている。その内訳としては東京都が4万3千人、兵庫県2万5千人、神奈川県2万2千人と入居待機者の数も地方より大都市部に多い。さらに、入居待ちの期間は早くて2年から3年、また5年から10年待つことも決して珍しいことでは無い。現状では要介護認定者は、都会から地方へと移り、特別養護老人ホームに入居するしかないのである。

一方、民間の老人ホームへと入る選択肢もあるが、都会の民間老人ホームは料金が高額である。毎月の費用を計算すると夫婦で5000万円超、利便性の良い立地のところでは1億円を超えるものもある。

具体的な施設の事例を用いて特別養護老人ホームと民間老人ホームの費用を比較する。特別養護老人ホーム「富岡はまかぜデイサービスセンター」の場合、要介護度1の人の年間費用は、(一割負担分+食費・教養娯楽費)×365日、1,657円×365日=604,805円となる。

一方、上記の施設と同等のサービスを民間の施設で受ける場合を想定する。具体例として、東京都西区にある「シルバーシティ駒込」を挙げる。この施設を利用すると、入居一時金246万円～2,980万円、月額利用費21万円～30万円より、月額費用だけでも最低額252万円、最高額360万円となる。つまり、年額だけで比較しても、約190万円の差がある。

さらに、民間老人ホームに入居する際には、入居一時金を納める必要がある。全国にある1,179件の民間老人ホームのうち入居一時金が1,000万円を超えるものは584件あり、そのうち、246件が東京都、135件が神奈川県といった大都市圏にある。また、月額費用20万円以上の民間老人ホームは全国に873件あるが、これに関しても、そのうちの311件が東京都、253件が神奈川県といったように大都市圏に集中している。

つまり60歳以上世帯の人々は、自らが要介護となり老人ホームに入居する可能性を含め、高齢化に伴って増加する様々な負担等に対する不安がとても強く、このことが貯蓄を促す、または消費へと流れない要因となっていると考えられる。

以上のことから本稿では、60歳以上世帯から貯蓄税により得た財源を特別養護老人ホーム増設に用いることによって、世代内の一般層、低所得層、ひいては税収源である富裕層自らの将来不安の解消につながり、金融資産を流動化させ消費向上へと繋がる。また、老人ホームの増設は若年層の雇用機会の拡大にも一役を担う。この二つの効果から貯蓄税の

税収を老人ホーム増設に回すことによって経済の活性化へと到るものとする。

## 第2節 課税対象

課税対象を60歳以上としたのは、ここまでの話の流れからは容易に理解ができる。老人ホーム等のライフインフラ充実のための財源確保を前提として現物での世代内再分配を行う上で、若年層は対象外である。ただでさえ消費税や公的年金といった面で、日本は多くの負担を若年層に負わせてしまっている状況下である。これ以上若年層を疲弊させるわけにはいかない。

対象を純金融資産でなく総金融資産にすることについてであるが、現状分析でも述べたとおり、個人金融資産は約1,500兆円にもものぼるが、ここから負債を差し引くと純金融資産は約1,100兆円となる。約400兆円の差だが、これだけでも負債を差し引くだけで課税ベースがかなり縮小するおそれがある。しかも、各個人がそれぞれどのくらいの資産と負債を持っているのか、事前にその推計を行うことは難しく、正確に税収を見積もることが困難であり、制度設計が難しくやや現実性に欠ける。

## 第3節 徴収方法

貯蓄税を正確に徴収するには、自分がどれだけの金融資産を持っているか正しく申告しない可能性があり、申告納税方法ではおそらく難しい。この対策として、郵貯銀行と市中銀行の協力を得て名寄せの作業を行う。作業自体はたいした労力も要らず、預貯金から直接徴収することで正確な額が得られる。

この際に、個人情報複数の銀行で共有できるシステムというものが必要である。ここで預金者番号制度を導入する。一人の口座番号を共通化してあらゆる銀行で使えるようにするもので、最初の統一作業には多少時間がかかると思われるが、その作業さえ終われば各種機関の労力はかなりの削減につながる。

しかし、預貯金に課税するとなると、そこから資産が逃げ出すことは当然考えられる。引き出して現金として保存したり、株式など何らかのリスク資産に投資したり、海外に流出したりといったことだ。預貯金への課税はかなり正確な財源確保の対象となるためその額が減少することはかなりの痛手となる。

現金化してタンス預金で逃れようとする人もいるだろう。その場合は対策として電子マネー化を採用する。紙幣を全て廃止し、小額の取引に必要なコインを幾分か残し、あとは全て電子マネーへと切り替える。そして年に一度、電子マネーの残高から一定額を差し引く形とする。しかし、この電子マネー化を導入するには、言うまでもなくコストがかかる。したがって、貯蓄税と並行して採用するというよりも、貯蓄税導入後少し様子を見てから

現金化が激しいならば採用を検討するという対応を取る。現金化するにしても泥棒・地震・火災などのリスクを背負うこと、金庫を買うなどといったコストのことなどを考えれば全体で見るとあまり大きくはならないだろうと考えるからである。

海外への資産流出の危惧であるが、これは比較的まれな例であると考えられる。資産に課税した税金の例は、欧州などに少なからず存在する。例えばフランス、スイス、オランダ、ノルウェー、インド等で「富裕税」が導入されている。また、米国には州・地方レベルで「財産税（資産税）」というものがある。どちらも税収としては小さなものであるが、これを嫌って資産が海外へと流出するような事例はほとんどみられない。その理由としては、資産を海外に移すことは容易なことではないということがある。

投資のコストはかかるし、運用リスク、為替リスクも伴う。移した先に済むというわけでもない、利便性があるわけでもない、若干の税を取られたとしても、国内に資金をとどめておこうと考えるのであろう。おそらく課税の対象を高齢者層だけでなく、若年者層も含んだ全世代とした場合は海外への資産の流出も懸念対象となると考えられるが、60歳以上の世代に限る場合、その懸念はかなり小さなものと考えられる。もし流出したとしてもほんのごく一部に留まるだろう。

むしろ日本から大規模に資産が流出するリスクがあるとすれば、将来的に財政が本当に危険視したときのほうが大きいと考えられる。日本の将来に対する見方が大きく悪化すれば、投資や為替のリスクや、米国に住む予定の有無といった条件以上に、とにかく円をドルに変えなければ危ないという判断が上回るわけである。そうなる前に何か対策を考えなければならないと考えるのは普通であろう。

#### 第4節 相続税と贈与税

また、60歳以上世帯の資産が子世代に相続、孫世代に贈与として資産を流す可能性もあるが、その場合はむしろ都合が良い。若年層のほうが消費性向が高いからである。また、若年層の中でも子世代より孫世代のほうが消費性向が高い。そこで資産の行き先が子世代への相続よりもより消費性向が高い孫世代への贈与へ資産が流動するように、貯蓄税と並行し相続税の引き上げ、贈与税の引き下げを行う。

まず、相続税の現行の計算方法を述べたい。初めに課税価格を算出し、相続税の総額を計算する。課税価格から既定の基礎控除額を引き法定相続分で分割し、法定相続人ごとの相続税額を合計する。そして最後に納付すべき税額を算出する。

本稿では前述したように、20億円超の資産を相続した人の大多数が、東京都他、主要大都市圏に在住しているという野村資本市場研究所の調査から、都市部に在住する60歳以上世帯の資産を流動させるべきだという結論に至った。

そこで本稿は、法定相続分で分けた各相続人の取得金額の段階別の税率を全て10%引き上げることがを提言する。現在、既定されている税率は1,000万円以下が10%、3,000万円以下が15%、5,000万円以下が20%、1億円以下が30%、3億円以下が40%、3億円超が50%となっている。

本稿が考える政策上、1,000万円以下、3,000万円以下、5,000万円以下の金額を相続した60歳以上の世帯は対象となる大都市圏には少なく、税収についても少額であるため、段階別の税率の1億円以下、3億円以下、3億円超をそれぞれ10%引き上げることとする。よって、1億円以下を40%、3億円以下を50%、3億円超を60%とする。

国税庁ホームページの平成21年度データより計算した結果、税収は10%引き上げることによって約2602億8500万円上がることが分かった。おそらく相続税の引き上げにより試算した約2602億8500万円という金額よりも低くなると考えられるが、その差額分がより消費性向の高い孫世代へと贈与税として渡ると考えれば経済活性化へ繋がることとなる。

次に、贈与税について述べる。贈与税には暦年課税と相続時精算課税の2つの税制がある。一つ目に暦年課税制度の計算方法を述べたい。贈与税は一年間に贈与を受けた財産の価額の合計から基礎控除額110万円を控除した残額について規定の税率を掛け合わせ、控除額を引いて求めるが、現行の規定では基礎控除後の課税額価格の200万円以下が10%、300万円以下が15%、400万円以下が20%、600万円以下が30%、1,000万円以下が40%、1,000万円超が50%となっている。

そこで本稿では、現行規定の税率を10%引き下げることがを提言する。例えば、400万円を譲り受けた場合、現行の税率のままよりも課税率を10%引き下げることによって29万円、600万円では49万円、1,000万円では89万円、2,000万円では189万円控除されることとなる。

二つ目に相続時精算課税制度の計算方法を述べたい。贈与税は特定贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額から相続時精算課税の特別控除額を控除した金額に現行制度では20%の税率を乗じて贈与税額を計算する。

本稿ではこの現行制度で20%の税率を10%引き下げ、一律10%にすることを提言する。よって国税庁ホームページの平成21年度データより計算した結果、税収は10%引き下げることによって平成21年の場合、相続時精算課税納付税合計が221億200万円であるから110億5100万円の納付税額となり、現行の半分の納付税額となることが分かった。

以上のように貯蓄税の課税対象である60歳以上の世帯が課税を嫌い、その金融資産を子世代、孫世代に流動させるようであっても、相続税の引き上げ、贈与税の引き下げによって、子世代よりも消費性向の高い孫世代に資産が流動することで、より効果的な経済活性化へと繋がっていく。



## 第5節 基礎控除額および税率

貯蓄税の基礎控除額は、60歳以上1人世帯に対しては1,500万円、60歳以上2人世帯に対しては1人あたり1,000万円（夫婦で2,000万円）とする。税率は相続税と贈与税と同等の10%程度にするのが、富裕層にとってはそこまでの負担にもならず、良いと思われる。

前述の分析からわかるように、富裕層の過剰貯蓄は8兆4,780億円であるという結果が出された。仮に税率を相続税と贈与税に合わせて10%だとして計算してみると、8千500億円の税収が得られる。8千500億円の税収があれば、都会の特別養護老人ホームの財源にあてることができ、42.1万人の入居待機者を迎え入れる体制を整えることができる。

以上の政策から、60歳以上世帯の「将来への不安」を解消することで、貯蓄を消費へと流動させることへつながる。それにより個人消費が増すことによって、消費税や所得税など他の税収にもかなりの貢献度が見られるはずである。おそらく10年後には貯蓄税やその他税収は貯蓄税導入初年度と比べ2倍、3倍の伸び率を示すはずである。

冒頭でも述べたように、日本経済は、長らく低成長から脱却できていない。さらに、政府の財政収支は赤字が恒常化しており、財政赤字の累積的な悪化を招いている。政府が資金不足に陥っていることは明白である。

しかし昨今の日本経済の低成長からみれば、もはや経済成長からの税収増は見込めず、残された選択肢は増税をおいて他にない状況下である。そしてその議論の最たるところが消費税の増税であろう。しかし消費税の増税には大きな問題がある。それは経済の活性化には不可欠であり、消費税そのものの税収源である消費活動を低下させ、さらにそれに伴い他の税収へも被害を及ぼす可能性があることである。これからの日本は財政再建、そして経済活性化、その二兎を同時に追わなければならない状況下にあり、それに沿ったシステムを構築していかなければならないのである。

日本経済はもともとかなり特異な状態に置かれていると議論されてきた。それゆえ、しばしばグローバルスタンダードという意味で他国に合わせなければならないと指摘されてきた。しかし日本経済はこの短期間の間に、1997～1998年の国内金融危機、2000年代初頭のITバブル崩壊、2008年秋のリーマン・ショック、さらに2011年3月の東日本大震災、と世界でも例を見ないほどの大きな傷を何度も負ってきた。

また、日本は逆ピラミッド型の人口構成の世界でも代表する国だといえる。確かに金融資産への課税は世界でもあまり多くの前例があるわけでは無いが、このような状況下であれば単にグローバルスタンダードに合わせるという意見も正しいとは限らない。現在の日本にはこれからの高齢社会に向け貯蓄税のような世界でも最先端であり、抜本的な制度が必要となってくるのである。

## 【参考文献】

- 上村 敏之・太田 智之 (2008)「第二章 貯蓄の過剰性に関する定量分析」『家計に眠る「過剰貯蓄」：国民生活の質の向上には「貯蓄から消費へ」等発想が不可欠』 pp.14-43。
- 白川 浩道 (2008)「第一章 問題意識と要項」『家計に眠る「過剰貯蓄」：国民生活の質の向上には「貯蓄から消費へ」等発想が不可欠』 pp.1-13。
- 白川 浩道・上村 敏之・下井 直毅 (2008)「第三章 過剰貯蓄の背景に関する考察」『家計に眠る「過剰貯蓄」：国民生活の質の向上には「貯蓄から消費へ」等発想が不可欠』 pp.44-57。
- 白川 浩道 (2011)『消費税か貯蓄税』  
茨城県河内町公式ホームページ (福祉)
- 日本銀行時系列統計データ検索サイト  
『証券投資：リスクと役立つ知識』金融広報中央委員会  
『日経ヴェリタス』  
野村資本市場研究所
- OECD ファクトブック (2007)  
日本銀行「日本銀行調査月報 (2004年1月号) <資金循環統計の国際比較>」